

職場と雇用の復興 に向けて

第75回全国産業安全衛生大会（仙台大会）

緑十字展

被災3県労働局パネル展資料



厚生労働省

岩手労働局・宮城労働局・福島労働局

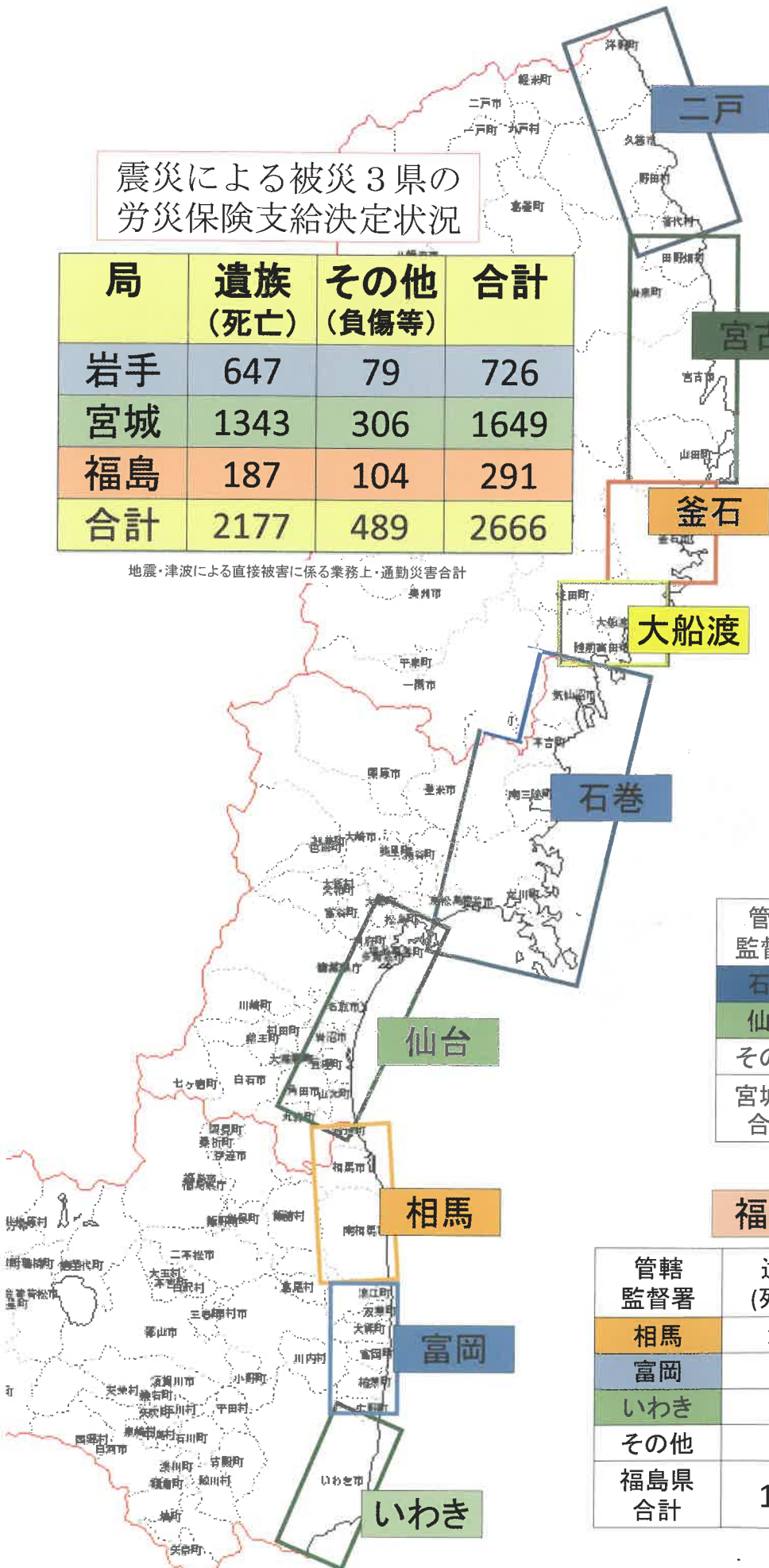
平成28年10月

東日本大震災において犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りします

震災による被災3県の
労災保険支給決定状況

局	遺族 (死亡)	その他 (負傷等)	合計
岩手	647	79	726
宮城	1343	306	1649
福島	187	104	291
合計	2177	489	2666

地震・津波による直接被害に係る業務上・通勤災害合計



岩手局

管轄 監督署	遺族 (死亡)	その他 (負傷等)
二戸	4	2
宮古	140	17
釜石	234	18
大船渡	239	10
その他	30	32
岩手県 合計	647	79

宮城局

管轄 監督署	遺族 (死亡)	その他 (負傷等)
石巻	870	60
仙台	451	200
その他	22	46
宮城県 合計	1343	306

福島局

管轄 監督署	遺族 (死亡)	その他 (負傷等)
相馬	119	10
富岡	29	5
いわき	33	28
その他	6	61
福島県 合計	187	104

はじめに

あの東日本大震災から5年7ヶ月が経過しました。

改めて、大震災にてお亡くなりなられたすべての皆様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、今年4月の熊本・大分県を襲った大地震で被災された皆様へ衷心よりよりお悔み申し上げます。甚大な被害は、我が国では、いつ、どこでも予想もつかない天災に襲われることを、あらためて実感させられるものです。

震災により岩手・宮城・福島では、2千百人を超える労働者の方が仕事で、または通勤途中に命を奪われ、またはいまだに行方不明となっています。

多くは大津波により犠牲となられたものですが、海岸線近くに立地していた水産加工場や、患者や入居者の避難を優先せざるを得ない医療機関や社会福祉施設など、職場や仕事の性格上、簡単に避難できなかった方も多かったのではないのでしょうか。

一方、3県の復旧・復興工事は、全国の皆様の支援もあり、着実に進展しているものの、その工事に携わった作業員の皆さんの中から、労働災害で死傷する方が絶えない状況となっています。

また、福島県では、福島第1原発事故での廃炉作業に向けた厳しい道のりと除染作業の一層の加速が大きな課題となっています。

本企画展は、大震災から5年という節目を迎え、復興を主テーマに全国産業安全衛生大会が開催されるのを機に、岩手・宮城・福島労働局が合同で、労働行政の震災対応に係る一部について御報告するものです。

現在、復興事業が進行中であるなか、検証が不十分な面があることは承知しておりますが、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等のリスクを抱える我が国において、この震災対応から得た教訓は、いかなる地域でも待たないで対応する課題であると思います。

本展示会が、震災の教訓を風化させず、これを考える一助になれば幸いです。

なお、本企画展開催に関しては、中央労働災害防止協会、宮城県建設業協会、建設業労働災害防止協会宮城県支部、東日本大震災復旧復興工事労災防止宮城県支援センターに御協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

平成28年10月

「職場と雇用の復興に向けて」特別企画展事務局



写真協力：建設業労働災害防止協会伊川廣司氏

あなた職場の防災対策は？(空欄に入る言葉は？)

大項目	項目	No.	チェックポイント	確認
震災に備える事前計画	建築物、工作物の点検と補強	1	事業所周辺の地域の危険性(地盤の軟弱性、液状化、津波等)を()等で把握しているか。	
		2	建築物の土台、柱、壁などの老朽度や変形、亀裂などを点検する体制があり、補強手段について定めているか。	
		3	ガラス窓の状況を確認し、割れやすいガラスに対して()を実施しているか。	
		4	看板や照明器具などが落下しないようしっかりと取り付けているか。	
		5	建築基準法上の新耐震基準以前(昭和56年(1981年))の建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づき()を行っているか。	
		6	作業用機械や荷物などが地震動で移動したり崩れたりしないようになっているか。	
	家具類の転倒・落下・防止対策	7	廊下、通路などに避難の障害となる物が置かれていないか。	
		8	ロッカー・書棚類の転倒防止策、コピー機や自動販売機のような重量物の移動防止措置がされているか。	
		9	消火器等が指定された場所に常備されているか。	
	消火器等の準備と適正管理	10	物品の転倒、落下などで消火器等が使用不能にならずに容易に持ち出せる位置にあるか。	
		11	転倒により消化剤が漏出するおそれのある消火器等の転倒防止措置が施されているか。	
	建物からの安全避難の確保	12	家具類の落下や移動で避難経路の扉が開かなくなるようなことはないか。	
		13	避難する通路や階段に障害となるような物はないか。	
		14	震災の被害予測や都区市町村が作成する()等を定期的に確認しているか。	
		15	津波等に対する退避基準、職場内の伝達方法、退避場所や安全な退避方法についてあらかじめ定められ、掲示等周知されているか。	
		16	避難場所まで避難する場合()避難経路、誘導方法等が複数定められているか。	
	資器材・非常用物品等の準備	17	初期消火活動や救出・救護のために必要な資器材が用意されているか。	
		18	ライフラインの途絶や従業員等の()に備え、必要な非常用物品等の保管数、使用期限等の点検方法や保管方法を定めているか。	
	教育、訓練	19	訓練を定期的に行うことについて定めているか。	
		20	地震・津波による被害を想定した訓練を実施しているか。	
		21	帰宅困難者の一斉帰宅の抑制に関する訓練を実施しているか。	
	安否確認の周知	22	従業員に対して、家族等との安否確認手段の周知・利用啓発をしているか。	
		23	従業員及び家族との安否確認の方法及び連絡手段を複数検討しているか。	
震災時の活動計画	震災時の任務分担	24	任務分担を決めているか。(例) 出火防止・初期消火担当・情報連絡担当・避難誘導担当・安全防護担当・救出救護担当・その他事態に応じた担当等)	
		25	緊急地震速報を活用した対応措置が定められているか。	
	緊急地震速報	26	各階の火気使用設備等の点検する任務分担ができていないか。	
		27	建物内外の出火状況の把握要領や消火設備等の設置位置、操作要領を把握しているか。各任務分担に基づき、消火活動が、迅速、的確にできる計画となっているか。	
	危険物等の漏えい時の緊急措置	28	漏えいした危険物等の()措置を具体的に決めているか。	
		29	火災等の二次災害の発生防止措置及び漏えいした危険物等の回収などを具体的に決めているか。	
	30	けが人の応急手当を行う体制はできているか。		



ロッカー類は壁に固定していても倒れることが



避難場所等掲示板の例

No	解答
1 14	防災マップ(ハザードマップ)
3	飛散防止措置
5	耐震診断
16	一時集合場所
18	帰宅困難
28	拡大防止

全国の皆さん 御支援ありがとうございます！

岩手労働局

岩手労働局長 あいさつ

東日本大震災から、5年7か月が経過しました。大震災では多くの尊い命と財産が奪われたほか、市街地や集落が壊滅的な被害を受け、都市機能を喪失した地域があるなど、未曾有の大惨事となったところです。そのような中で、本省及び全国の労働局からの応援をいただき、迅速な労災給付や助成金の支給等を行うことができました。さらに関係機関、労使団体等の皆様の御支援を得て、復旧・復興に向けての取組を進めることができたところです。

また、台風10号の被害からの復旧・復興についても取組んでいるところです。皆様方の御支援に改めて感謝申し上げますとともに、現在も復旧・復興に向けて多大なる御尽力をいただいているところであり、引き続き、よろしくお願いたします。

東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧

岩手県総務部総合防災室
平成28年2月29日現在

平成23年3月11日(本震・津波)及び4月7日(余震)に係る被害状況

	死者数(人)			行方不明者数(人)		負傷者数(人)	家屋倒壊数(棟)
	直接死	関連死	計	うち、死亡届の受理件数(件)			
陸前高田市	1,556	46	1,602	205	202	不明	4,044
大船渡市	340	79	419	79	75	不明	3,938
釜石市	888	105	993	152	152	不明	3,656
大槌市	803	51	854	423	421	不明	4,167
山田町	604	83	687	148	147	不明	3,167
宮古市	420	54	474	94	94	33	4,098
岩泉町	7	3	10	0	0	0	200
田野畑村	14	3	17	15	15	8	270
普代村	0	0	0	1	1	4	0
野田村	38	1	39	0	0	19	479
久慈市	2	1	3	2	2	10	278
洋野町	0	0	0	0	0	0	26
沿岸小計	4,672	426	5,098	1,119	1,109	74	24,323
内陸小計	0	33	33	5	4	136	1,845
計	4,672	459	5,131	1,124	1,113	210	26,168

※死者数のうち、直接死は岩手県警調べ、関連死は岩手県復興局調べ
※家屋倒壊数は、全壊及び半壊数を計上

3



各地の被害状況



陸前高田市ふるさとハローワークでは相談員2名の方がお亡くなりになりました。

震災の日の釜石監督署 ～監督署長の思い～

当時勤務していた釜石労働基準監督署は、眼下に釜石湾を見下ろし、「署長室から釣りができる位だ」との冗談が出るほどのロケーションに位置していました。

そんな時、突如、今まで感じたことのない強烈な揺れに襲われたのです。直ぐに全電源喪失、棚からは物が崩れ落ち、「職員はどうだろうか。パニックに陥っていないだろうか？」と身構えながらも、自分の身体を支えるのが精一杯でした。

数分で揺れは収まり、署長室を出て職員の元に行くと、普段通りの様子であり、胸をなで下ろしました。携帯端末で情報を収集しましたが、津波の高さも60センチ～3メートル等、様々な情報が飛び交っており、このような状況下において、どのような行動をとるのがベストなのか、逡巡していました。

来庁者や職員の安全確保が最優先であるというシンプルな行動規範さえも、瞬時に思い至らなかったのです。数分の黙考の後、ようやく、「庁舎の向かいの高台に徒歩で避難して下さい」と職員に命じました。残るは来庁者の安全確保の要請ですが、これについては「私は署に残るから、みんなを頼む」と避難列最後尾の監督課長に告げることで、すんなり結論を出せました。

全員が避難して10数分後、注視していた海の水かさが増していき、満潮のような状態となりました。「これが気象庁の言っていた津波なのかな。こんな程度なら、避難なんかさせる必要は無かったな」と思った刹那、急激に海全体が大きく膨らみ、陸上の全てのものを飲み込むかの勢いで津波が押し寄せてきたのです。

当時の釜石署は港湾合同庁舎の3階にあったのですが、津波は庁舎の2階の天井部を易々と浸食し、監督署も呑まれると覚悟しながらも、なおもどのような行動をとるのがベストなのかと考えていました。映画「ダイハード」で、敵に追い詰められたブルース・ウィリスが「考える！」と楯を飛ばして自らを鼓舞していたシーンが一番印象的なのですが、そのような心境に近い状況だったわけです。

そこで、荷造り用のビニールの紐を投げ縄風に加え、引き波で流されてくる方がいたら、引き上げようと窓際で待機していたのですが、今思うに、このような人助けめいた行為をすることによって、かろうじて自分の気持ちを平常に保とうとしていたのだと思います。なぜなら、目の前とは言え、すごい勢いで寄せては引く濁流の中、荷造り用の紐で人を救うなんて無理だっただろうし、腰からはガタガタ震えていたからです。

そうこうしているうちに、碇の外れた大きな貨物船が漂うように監督署に向かってくる情景が目飛び込んできました。たまたま、庁舎の屋上に避難すると、向かいの高台で、職員が心配そうにこちらを見ている様子が確認できました。「あそこなら高さも充分だし、大丈夫だな」と大きく安堵した次第です。

震災当日の晩は、署長室のソファで横になっていましたが、今後のことを考えると殆ど寝ることができませんでした。翌朝、波が引いたのを確認し、がれきをかき分けながら、徒歩の10倍以上の時間をかけて、宿舎に戻りました。その帰途、活字にはできない悲惨な状況も目にしました。

幸い、職員は無事でした。来庁者も無く、少なくとも監督署関係では人的被害が無かったのが不幸中の幸いでした。

二戸労働基準監督署長 澤田秀幸（当時釜石労働基準監督署長）



被災した合同庁舎
(3階が監督署)



向かってきたタンカー(右側が合同庁)

出張相談



本省、他局からの応援（延720人）をもらい、避難所等での出張相談を実施し、解雇等の相談、労災手続き、雇用保険の手続き等の相談に対応しました。

特別労働相談窓口における相談状況（23年3月14日～24年10月19日）○安定所・監督署別相談件数(累計)

合計	月計	安定所計						
		うち沿岸4所	うち内陸6所	監督署計	うち沿岸3署	うち内陸4署		
小計	35,629 (100.0%)	1,327	28,909	22,807	6,002	5,493	4,131	1,362
貸金・休業手当等労働条件に関すること	15,348 (43.1%)	849	11,277	7,331	3,946	3,222	2,306	914
解雇に関すること	1,150 (3.2%)	25	855	775	80	270	183	107
労働安全衛生に関すること	911 (2.6%)	5	1	0	1	905	865	40
労災保険給付に関すること	783 (2.2%)	25	14	10	4	744	498	255
労働保険料の申告・納付に関すること	164 (0.5%)	22	44	22	22	98	22	76
雇用の維持に関すること	5,702 (16.0%)	485	5,190	2,706	2,424	27	18	9
求職者給付の特別措置に関すること	3,075 (8.6%)	113	2,950	2,647	303	12	10	2
緊急避難一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関すること	42 (0.1%)	10	32	19	13	0	0	0
その他	1,678 (4.7%)	125	1,317	280	1,037	226	172	64
小計	20,281 (56.9%)	478	17,532	15,476	2,056	2,271	1,823	448
貸金・休業手当等労働条件に関すること	1,566 (4.4%)	128	900	492	114	832	654	278
解雇に関すること	656 (1.8%)	38	705	608	97	212	121	91
求職に関すること(求職申込みがあったもの)	10,504 (29.5%)	0	10,493	9,546	947	11	11	0
求職に関すること(求職申込みがなかったもの)	1,287 (3.6%)	12	1,262	1,080	182	13	13	0
認定日の変更に関すること	805 (2.3%)	10	595	383	212	0	0	0
緊急避難一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関すること	141 (0.4%)	2	139	100	38	1	0	1
求職者給付の特別措置に関すること	1,595 (4.5%)	168	1,414	1,151	263	15	5	10
その他	3,628 (10.2%)	122	2,919	2,116	203	1,187	1,119	68

平成23年3月11日 14時46分 三陸沖で地震発生

1 労働局の災害対策体制

- 平成23年3月11日 岩手労働局災害対策本部設置
- 平成23年3月14日 東北地方太平洋沖地震現地(岩手)対策本部設置

2 労働局における対応

(1) 緊急相談窓口の設置等

- 平成23年3月14日 岩手労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークに「特別労働相談窓口」設置
- 平成23年3月26日 土日祝祭日、岩手労働局において電話による特別労働相談受付開始(平成23年8月7日(日)をもって終了)
- 平成23年3月28日 盛岡新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置(他のハローワークでは「震災特別相談窓口」において対応)
- 平成23年4月7日 岩手労働局雇用均等震災特別相談窓口を設置
- 平成23年4月9日 ハローワーク沿岸4所においてサービス提供時間の拡大(平日夜間、土日祝祭日開庁)～5月末日まで

(2) 出張相談等の実施状況等

- 平成23年3月29日 市町村等と協力し避難所等への出張労働相談実施(平成23年3月29日～9月29日) 実施箇所108箇所(うちワンストップサービスでの実施79箇所)
- 平成23年4月7日 岩手県(災害対策本部)、岩手労働局、盛岡年金事務所、岩手県社会福祉協議会、東北厚生局岩手事務所等を構成員とする「ワンストップサービス調整チーム」立ち上げ(平成23年9月終了 実施箇所79箇所)
- 平成23年4月26日 就職支援ナビゲーターによる避難所等へ赴いての出張労働相談(平成23年4月26日～3月28日 実施箇所1,779箇所)

復興に向けて



高田松原の「奇跡の一本松」も頑張ってます！

子供たちの思いが伝わります！



工事現場でも復興に向けて大きな看板を設置しました！

がんばろう！東北



希望のかけ橋

がれき処理等の作業に向けて



がれき処理等に従事された皆さん
ありがとうございました！

がれき処理作業、被災建物解体作業時に使用する労働災害防止用品を配布しました。

- 内訳：電動ファン付き防じんマスク 142個
- フィルター交換式防じんマスク 15,000個
- 簡易防じんマスク 86,000個
- 作業用手袋 2,280双
- 防じんゴーグル 850個



東日本大震災復興旧復旧工事労働災害防止岩手県支援センターの皆さんにも支援を受けました。



平成23年4月～平成24年6月
がれき処理作業、被災建物解体作業等の安全衛生パトロール
延べ115回、491現場
建設業者等を対象とした集団指導、研修会の実施
延べ21回、出席者619名



東日本大震災関連の労働災害発生状況・労災保険給付等状況

○労働災害発生状況（平成23年1月～12月）【確定】

（岩手労働局）

業種	平成23年				
	死亡	死亡のうち震災分	災害件数	災害件数のうち震災分	
製造業	食料品	30	30	43	32
	上記以外の食料品	10	10	100	12
	繊維・衣服その他繊維製品	1	1	8	1
	木材・木製品、家具・装備品	3	2	35	2
	パルプ・紙、印刷・製本	1	1	13	1
	化学工業	0	0	24	1
	窯業土石製品	4	3	9	3
	鉄鋼業、非鉄金属	2	2	9	2
	金属製品	2	2	20	6
	一般機械器具	1	1	17	1
	電気機械器具	1	1	17	1
	輸送用機械製造	1	1	17	1
	電気・ガス	1	1	2	2
	その他の製造業	13	13	38	15
小計	70	68	352	80	
鉱業	1	1	2	1	
建設業	土木工事	29	27	96	42
	鉄骨・鉄筋家屋	1	1	28	9
	木造家屋	4	4	69	11
	その他の建築工事	18	18	89	29
	その他の建設	12	8	46	18
小計	64	58	328	109	
運輸交通業	旅客運送業	12	12	33	12
	道路貨物運送業	26	24	139	27
	その他の運輸交通業	0	0	0	0
貨物取扱	陸上貨物	1	1	4	1
	港湾運送業	0	0	1	0
林業	5	4	72	4	
漁業	4	4	22	6	
商業	82	81	254	84	
その他	6	6	24	6	
その他	ビルメンテナンス業	6	6	33	7
	その他(上記以外の全ての業種)	142	140	445	147
合計	419	405	1,709	484	

・災害件数は労働者死傷病報告による休業4日以上のもの。
・死亡者数は災害件数の内数であるもの。

○震災に伴う労災保険給付の請求及び支給決定状況

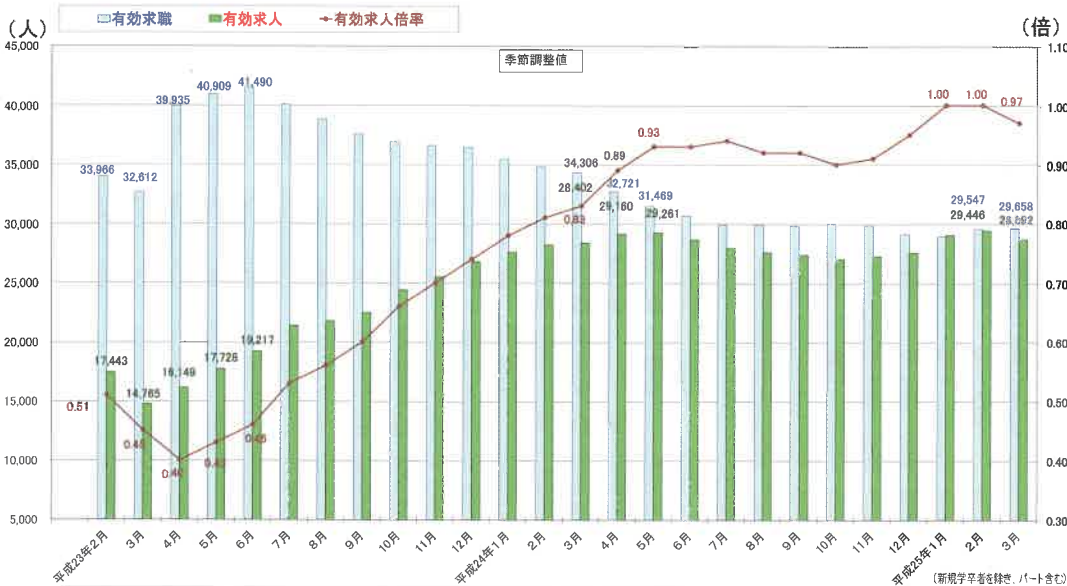
（26年3月31日現在）

請求件数	津波	遺族給付（死亡）		療養・休業給付等		合計	
		647	527	79	46	726	573
支給決定件数	津波	647	522	79	46	726	573
	地震	0	0	0	0	0	0
	不明	0	120	0	0	120	120



震災後の岩手県内の雇用失業情勢

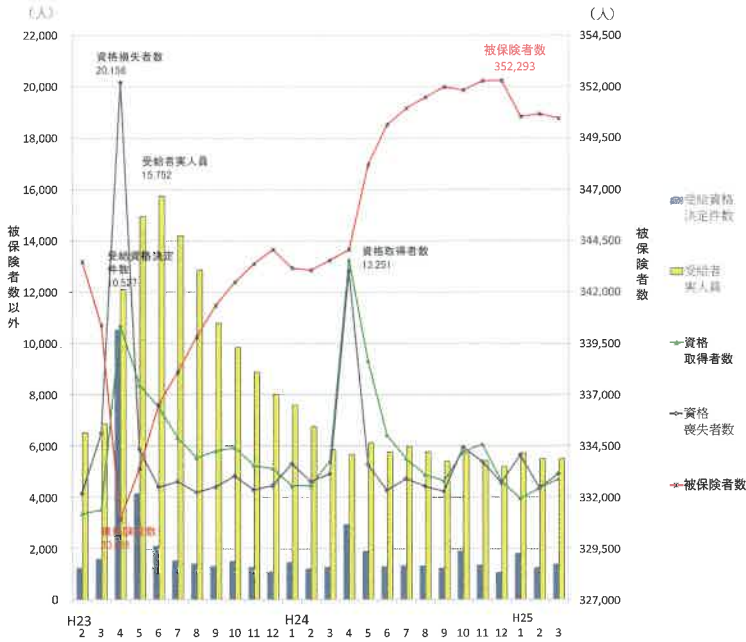
有効求人倍率・有効求職者数・有効求人数の推移



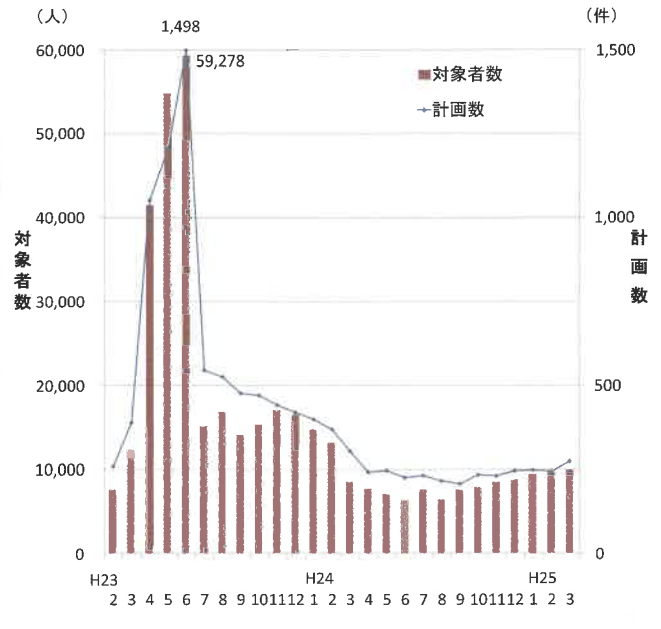
岩手県内の雇用情勢は、平成23年3月11日の東日本大震災の発生により一変しました。リーマン・ショックにより大幅に落ち込んだ有効求人倍率(季節調整値)も徐々に回復し、平成23年2月には0.51倍にまで回復しましたが、平成23年4月には0.40倍と急激に落ち込みました。特に沿岸部では、地震・津波による壊滅的な被害により事業の継続が困難となる事業所が続出しました。また、内陸部でも、施設・設備の損壊、原材料・部品の調達難等による需要の減退等により、生産活動の低下・休止に追い込まれ、人員整理・休業等を実施する事業所もありました。その後、事業再開が進み、内陸部を中心に経済活動が震災前の状態に持ち直し、求職者も減少を続けました。一方、求人は震災直後に一時的に落ち込みましたが、建設業を中心とした復旧・復興事業関連求人や、緊急雇用創出事業関連求人等の増加、事業再開に伴う欠員補充、自動車製造業が牽引役となり関連する産業でも求人が増加し、震災前の水準以上となりました。

雇用支援措置の状況

雇用保険関係の推移



雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の計画数及び対象者数の推移



雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金)は、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用を維持を図る事業主に対して、休業手当等の負担額の一部を助成するものです。震災後には、雇入れ6ヶ月未満も対象者とするなどにより、雇用維持の支援策として利用されましたが、震災に伴う計画届の遡及提出の特例措置の経過したH23年7月以降の計画届の提出件数は大きく減少しました。

11

(参考) がれき処理や復旧・復興工事での留意点

宮城労働局 労働基準部健康安全課

1. 解体時での石綿対策の徹底を！

(背景)津波被害建物の解体時に石綿飛散現場が散見。要因は不十分な石綿事前調査と散水等湿潤化不足。また、規格外の防じんマスク着用も見られる。

2. 親綱の設置、安全帯の着用の徹底等正しい使用方法のレクチャーを！

(背景)屋根瓦の撤去等での墜落災害が頻発。高所作業未経験者が多くになっている可能性。

3. グラップル・ニブラなどの鉄骨切断機等は、他の車両系建設機械にはない危険がある！

(背景)ガラ山上で鉄骨切断機が横転多発。解体用つかみ機で掴み損じた廃材が約20m離れた手元工に直撃し内臓破裂。フレコンバックを玉掛していた手元工の頭部を挟み死亡。要因は運転技量不足。(新たに鉄骨切断機等が労安法規制対象となる。)

4. 家屋解体工事での錯綜作業による重機災害リスクを要評価！

(背景)私有地の家屋の解体は所有者の承諾が前提、解体建物と手を付けない建物が混在し、解体業者も異なるケースがある。

5. 停電による暗がりはリスクが大きい！

(背景)地域停電で、想像以上の暗がりのなかで歩行時の転倒災害が相次ぐ。部屋に明りを灯そうと、非常用発電機を回してCO中毒で死亡災害。

6. 建設現場等での常識や業界用語などが通じないことを前提に安全衛生教育の徹底を！

(背景)震災前に食品品製造業や商業・サービス業の従事者が、建設現場や廃棄物処理作業に多数新規参入した。

7. がれき処理作業従事者に対し安全作業に係る理解促進を丁寧にすることが必要！

(背景)会社組織で働いた経験のない自営業や無職の高齢者の方も、がれき処理(収集・分別・焼却)作業に従事し、被災者多数。

8. がれき処理などの有害な作業環境だからこそ、徹底した熱中症対策が必要！～クリーンな部屋でのこまめな休憩。冷えた水分と塩分の補給を！～

(背景)健康管理が不十分な中で熱中症が多発。給水地点が作業現場と離れている、防塵マスク着用作業で水分・塩分の補給がままならず、のどの渇きを言い出せない雰囲気あり。(労働者自ら持参した飲料のペットボトルは地熱で温まり、飲むに耐えない状況もあり。)

9. 適切な保護具がない状態での作業は禁物！万一の傷の適正な手当てもよく考えて！

(背景)釘踏み、切り傷等で破傷風が発生。保護帽、安全靴、作業手袋、ゴーグル等がない、また、適切なものを使用していない中で作業で怪我している。

10. コンクリート造工物解体等・型枠支保工組立等の作業主任者の配置徹底を！

(背景)人手不足で、作業主任者自ら作業を行っており、労働者への直接指揮(目の見える範囲で、声が聞こえる範囲で指示すること)を怠り災害を引き起こしたケースが散見された。

11. 作業時の面談(点呼)の徹底を！

(背景)単独行動による災害が散見。非常時の安全確保は、個人の判断ではリスクが大きいことから、作業開始時の点呼(朝礼)、中間点呼(昼礼)、終了時点呼(終礼)、作業変更時ごとに点呼(ミーティング)を確実に行って、作業手順を管理者と作業者が共に確認し、安全指示事項の徹底する必要。

12. 心身の健康管理の徹底を！

(背景)震災影響と思われる体調不良により脳心臓疾患等で亡くなるケースが見受けられる。自殺者も発生しており、心身の体調管理をより徹底する必要がある。

宮城労働局

全国からの御支援に
感謝します！

宮城労働局長あいさつ

多くの方が犠牲となり、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、今月で5年7か月が経過しました。大震災では、多くの職員が家族、友人等かけがえのない人を失い、自らも被災しました。また、ハローワーク気仙沼は津波で水没し、局をはじめ多くの庁舎建物に大きな被害が生じました。

震災による労災遺族請求が1,300件、仕事を失った方はピーク時7万7千名に上り、危機的な状況であったところ、オールジャパンで迅速かつ大規模な応援を本省及び全国の労働局からいただき、さらに関係自治体、労使、住民等、関係者の皆様の御協力を得て、なんとか乗り越えることができました。

皆様方の心温まる支援に改めて感謝申し上げる次第です。
これからも御支援・御協力のほどよろしく申し上げます。



石巻市南浜町付近



新聞社の壁新聞がハローワークに掲示される



市町村	① 国勢調査人口 (平成10)	② 人的被害(人)					住宅被害(棟)		
		②-1 死者数	②-2 行方不明者数	②-3 ②-1+②-2	②-4 ②-1/①	②-5 ②-2/①	全壊(床上浸水)	半壊(床上浸水)	一部損壊
仙台市	1,045,886	923	27	950	0.09%	30,034	109,609	116,048	
名取市	73,134	954	38	992	1.36%	2,801	1,129	10,061	
岩手市	44,187	186	1	187	0.42%	735	1,606	3,086	
亶理町	34,845	283	4	287	0.82%	2,389	1,150	2,248	
山元町	16,704	689	18	717	4.29%	2,217	1,085	1,138	
石巻市	180,826	3,551	425	3,976	2.47%	20,039	13,048	19,848	
東松島市	42,933	1,129	23	1,152	2.69%	5,518	5,556	3,504	
女川町	10,051	613	259	872	8.66%	2,924	349	681	
気仙沼市	73,489	1,214	220	1,434	1.95%	8,483	2,571	4,761	
南三陸町	17,429	620	212	832	4.77%	3,143	178	1,204	
塩釜市	56,490	42	0	42	0.07%	672	3,278	6,993	
多賀城市	83,060	219	0	219	0.35%	1,748	3,730	6,162	
松島町	15,085	7	0	7	0.05%	221	1,785	1,561	
利根町	33,984	2	0	2	0.01%	58	901	3,564	
七ヶ浜町	20,416	79	2	81	0.40%	674	650	2,805	
沿岸部計	1,708,589	10,521	1,229	11,750	0.69%	81,653	140,828	183,242	
内陸部計	839,546	32	6	38	0.01%	1,348	8,502	40,856	
合計	2,548,185	10,553	1,235	11,788	0.50%	82,999	155,130	224,198	

※平成28年9月31日現在 宮城県公表値

震災当日、ハローワーク石巻で一夜を明かす避難された住民の皆様



平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする我が国の地震観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。県内では、栗原市築館で震度7、仙台市宮城野区等で震度6強を観測したほか、県内全域で震度5以上の激しい揺れに見舞われた。また、この地震による大津波は県内沿岸部全域に襲来し、平野部では内陸5キロメートルまで津波が到来し、宮城県の県土の約4.4%に当たる327平方キロメートルが浸水して甚大な被害を受けた。

この地震による災害により、県内では1万533人の方の死亡が確認されているほか、いまだ1235人の方が行方不明となっている。(平成28年8月末現在)



女川町内横倒しになったビル

東日本大震災(津波)の災害事例から学ぶ①

平成23年3月11日東日本をおそった東日本大震災では、沿岸部を中心とした事業場で、大きな被害を受け、働いていた多くの労働者の方々が犠牲となった。

県内の労災保険給付は、業務上・通勤災害を含め1,649名(平成25年10月4日現在)におよび、うち遺族(補償)給付は1,343件となったが、ここでは業務上での死亡災害について、平成23年労働災害発生状況(確定値)をもとに職場における被害を検証する。

なお、本震災で地震・津波による業務上の死傷者(休業4日以上)は、952名におよび、内死亡者は823名と死傷者の86%を占めた。死亡者の98%は、津波による「おぼれ」が原因となっている。



南三陸町 防災庁舎

宮城県内における震災に係る労働災害発生状況

(地震津波で10名以上死亡した業種)

業種別	平成23年1月~12月							
	① 総計		② 震災(地震・津波)		③ 震災を除く		うち災害復旧(③の内数)	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡
全産業	3,182	846	952	823	2,230	23	198	5
製造業	661	249	264	245	397	4	12	0
食品製造業	310	136	142	135	168	1	1	0
水産食品製造業	172	122	128	122	44	0	0	0
金属製品製造業	48	12	12	12	36	0	1	0
電気機械器具製造業	28	8	10	8	18	0	0	0
輸送用機械等製造業	36	14	17	14	19	0	1	0
造船業	22	10	13	10	9	0	1	0
その他の製造業	73	30	31	29	42	1	1	0
建設業	539	102	103	91	436	11	153	5
土木工事業	134	25	28	23	106	2	32	0
建築工事業	334	56	54	49	280	7	109	5
その他の建設業	71	21	21	19	50	2	12	0
運輸交通業	456	133	147	131	309	2	6	0
道路旅客運送業	58	15	19	15	39	0	0	0
道路貨物運送業	386	115	123	113	263	2	6	0
商業	530	112	141	110	389	2	11	0
卸売業、小売業	467	95	117	94	350	1	10	0
その他	63	17	24	16	39	1	1	0
金融・広告業	48	19	21	19	27	0	0	0
通信業	74	13	20	13	54	0	1	0
保健衛生業	322	120	132	119	190	1	1	0
その他	106	30	38	29	68	1	3	0

災害件数は平成23年1月1日から12月31日まで発生し、平成24年3月31日まで受付した労働者死傷届報告(休業4日以上)により計上しています。死亡は災害件数の内数となっています。

「復旧」は、東日本大震災を前例とする「地震・津波」による災害であり、「災害復旧」とは、震災後の復旧作業による災害で「震災以外の内数」としています。業種別比較は、「震災(津波)」の取組状況に基づいています。

死亡者823名の業種別では、最も多い死者を出したのは製造業で245名(うち水産食品製造業はその半分の122名)で、次に、運輸交通業は131名(うち道路貨物運送業が113名)、次に保健衛生業(病院・社会福祉施設)が119名で、(うち社会福祉施設が95名)を占めている。その他商業110名、建設業91名(同11%)と続く。

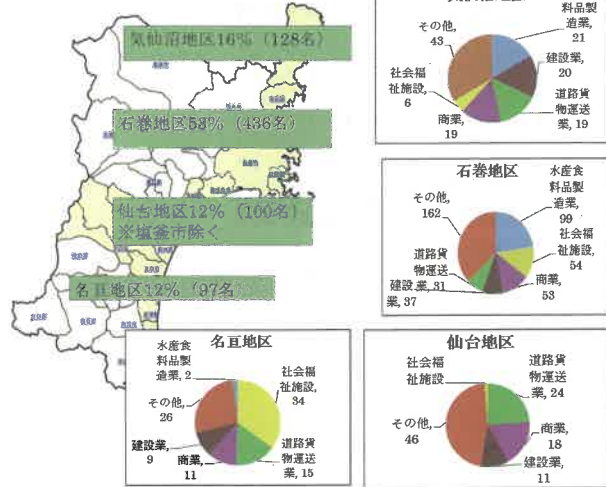
東日本大震災(津波)の災害事例から学ぶ②

津波による労働者の被害を繰り返さないために

津波防災では、早期の避難が最重要とされるが患者や介護者を抱えていた医療機関や介護施設、訪問介護等での対応や、荷物・車両を放置できない運送業等防災では今後検討すべき課題も多い。

「考えられる要因として」

1. 津波の情報が正確に把握できなかったこと。(津波情報の不足による対応の遅れ)～携帯電話などの不通により情報発信、情報収集が困難であったこと。
2. 津波の高さを過小評価していたこと。(津波の高さの予想が修正されるなど過小評価)～地域により津波の高さが10mを超えるなど予想できなかったこと。
3. 車の渋滞により移動が困難だったこと。(車のみに頼った移動手段)～沿岸部道路では車の渋滞に巻き込まれ身動きができなかったこと。
4. 避難経路を確認していなかったこと。(避難所・高台までの移動経路が未定)～車による渋滞などを想定した避難経路など具体的な経路が定まっていなかったこと。
5. 指定された避難所が津波に対し非適な場所もあったこと。(津波の高さに対応できなかった)～指定避難所である体育館等に避難したが、津波に襲われ被災したこと。
6. 要介護者、高齢者など自己移動が困難な者の対応ができなかったこと。～介護施設等から避難するのに時間がかかり、避難途中で職員も巻き込まれて被災した。



主な労働災害事例

津波防災では、早期の避難が最重要とされるが、患者や介護者を抱えていた医療機関や介護施設、訪問介護等での対応や、荷物・車両を放置できない運送業等防災では今後検討すべき課題も多い。(死亡者は労働者の数)

業種	地区別	内容	死亡者	業種	地区別	内容	死亡者						
水産食料品製造業	石巻(石巻市)	避難するため、送迎バスに乗り、津波にのみ込まれ、5人が死亡し、1人名が行方不明となった。	5	道路貨物運送事業	石巻(石巻市)	避難指示され、避難途中で津波に巻き込まれ死亡した。	1						
	石巻(女川町)	2階事務所などに避難したが、津波に巻き込まれ死亡し、行方不明となった。(他に社長と役員3人も死亡)	15		気仙沼(気仙沼市)	配送中に1人が津波に巻き込まれ死亡し、1人が営業所から避難途中津波に巻き込まれ死亡した。	2						
	気仙沼(気仙沼市)	駐車場に避難した後、1人が工場に戻り、1人が避難途中に、1人が工場から逃げ遅れ死亡した。	3		仙台(多賀城市)	地震後、事務所から自家用車で避難中、津波に巻き込まれ遺体で発見された。	1						
	石巻(石巻市)	工場長がパート労働者を避難させた後、自分が避難しようとして津波に巻き込まれ死亡した。	1		仙台(宮城野区)	トラックを営業所に置いて避難しようとして津波に巻き込まれ死亡した。	1						
				石巻(石巻市)	女川町で集荷中、津波に巻き込まれ2人が死亡した。	2							

業種	地区別	内容	死亡者
社会福祉施設	名亘(亘理町)	在宅の利用者を訪問中に津波に巻き込まれ死亡した。	2
	名亘(山元町)	入所者を避難させる途中、津波に巻き込まれ死亡した。	21
	石巻(東松島市)	介護業務中に地震があり、利用者とともに避難途中、津波に巻き込まれ5人が死亡した。	10
	石巻(女川町)	利用者訪問中などに地震があり、津波に巻き込まれ9人が死亡し、7人が行方不明となった。	9
	仙台(山元町)	利用者を送る途中、津波に巻き込まれ行方不明となり、その後、遺体で発見された。	1

のみこまれた！ ハローワーク気仙沼

平成23年3月11日(金)、海が目の前に見える5階建ての合同庁舎は、津波にのみこまれた。2階まで水没し、周りが火の海に包まれた。気仙沼ハローワークは庁舎の1階と3階に入っていたが、1階、2階は窓ガラスもなく、1階部分は書類、機材等は根こそぎ流され、中に何も残らなかった。



1階内部

市役所の一部屋を借り業務再開！
23年3月20日(日)、気仙沼市役所の協力を得、市民相談室(5～6坪程度)の提供を受け、臨時相談窓口を開設した。しかし、ライフラインが回復せず、照明がないことから、夕方3時を過ぎると暗くなり、業務も困難となった。来客も多く、近隣はハローワーク渋滞と呼ばれる混雑状態となった。



市役所の一室を間借り

ホテルのロビーに移設
23年4月11日(月)から地元大手ホテル、気仙沼プラザホテルに臨時窓口を移設。オープン初日は、早朝8時頃から列をなし、開場後はホテルの玄関からロビーにかけて、来所者で一杯になった。混雑は夕方まで続き、待ち時間が長く苦情が出ることもあった。ホテルのライフラインは復旧しておらず、トイレは屋外の仮設トイレを利用してもらった。電気は自家発電を使用し、わずかに相談箇所等の照明のみが確保されたが、パソコンの使用はできない状況であった。



混雑する臨時窓口

雇用保険資格決定数は、4月は前年比11倍を超える2,543人、5月は前年比30倍の3,097人、6月は前年比6倍の388人となった。全国のハローワークから職員が応援に入り、混雑は少しずつ改善した。

23年9月5日(月)プレハブの仮庁舎がオープン、現在に至っている。地元の皆様のご協力に感謝申し上げます。



労災保険給付状況

1,300人を超える遺族請求が...

東日本大震災における監督管轄別：労災保険遺族請求状況

請求	監督管轄別内訳					
	仙台署	石巻署	古川署	大河原署	源峰署	
請求	1,649	651	930	31	19	18
遺族	1,343	451	870	10	9	3
地震	5	1	2	0	2	0
津波	1,338	450	868	10	7	3
その他	306	200	60	21	10	15
地震	201	142	17	19	10	13
津波	105	58	43	2	0	2



遺族請求は、地震によるものが5名、津波によるものが1,338名であり、かつて経験したことのない大津波が押し寄せたことがデータからも読み取れる。

震災以前の遺族請求は、月平均2~3名程度であったところ、震災直後の4月は134名、5月は12名以上で名と多くの請求があり、23年12月まで毎月12名以上で推移した。認定に関しては、4月6日に最初の請求があり、同月14日に支給決定に至った。

23年5月から12月まで他局から労災給付応援として派遣をいただき、仙台署、石巻署及び石巻署支援サテライト(古川署内に設置)をそれぞれ拠点として、相談電話や窓口の対応、請求人である遺族からの聴取、不足書類の連絡、復命書の作成、機械処理と一連の業務の援助を受け、おおむね1ヶ月以内での処理を行うことができた。

また、請求人が他県在住の場合は、労働局間で調査依頼を行い、管轄監督署において迅速調査を実施した。

業務上・通勤災害含む

遺族請求の支給決定にかけた覚悟

震災直後の3・4月、通常の保険給付支払は、日本銀行石巻代理店が被災し、回復しないため、仙台署資金前渡官支の全面的な協力をいただいた。しかし、支給決定通知書を送付したものの、未到達になったり、振込不能の解消ができなかったり通常なら平易に解決できることがなかなか処理できなかった。4月になって、管轄地域の電話が回復するにつれ、遺族請求の問い合わせが増加してきた。4月の遺族請求46件となり、今後多くの請求書の提出が見込まれた。

課長以下4名でどう対処していけばいいのか。局内の応援や他局からの応援が予定されていたが、不安がつのるばかりだった。

そうした不安の中、4月6日に受付した震災第1号の遺族請求書を同日14日で支給決定することができた。ひとつひとつこなして行くしかないという覚悟したものだ。(石巻監督署職員)

現地調査・情報収集に奔走

23年4月下旬から、労働局が浸水地域のデータを作り、それをもとに仙台署管内と石巻署管内の浸水地域にある事業所のリストを作った(仙台署管内1,380、石巻署管内3,243)。

これらの事業所に対し、携帯電話を入手し、携帯と固定電話で通信調査や必要に応じ現地調査を始めた。

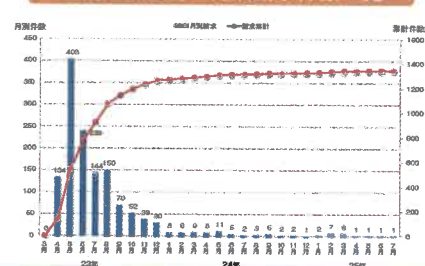
労災と資金立替払いの周知・掘り起こしは、一つの事業所に両方から行かないようにセットで行った。

まず電話ローラーで、通じなければ事業主団体にも聞く・実地にも行く。雇用保険の離職票からもとどった(倒産・廃止状態かどうか)。

労災の遺族請求については、気持の整理がつかない遺族の方が多かった。四十九日、三か月、一周忌などに区切りをつける方もいた。(石巻監督署職員)



震災遺族給付 月別請求件数一覧



出張相談

避難所などで延べ1,600回のワンストップ相談を実施

避難所でワンストップ相談

多くの被災者が、避難所生活を強いられており、交通手段の確保が困難な状況にあったことから、仕事の相談や雇用保険の手続き、労災手続きなどのためにハローワーク・労働基準監督署へ来ることが困難な状態が認められた。

このため、平成23年3月29日の県南地域を皮切りに、各地の避難所において出張相談を開始した。

また、労働局の所掌を超えた相談対応が困難であったことから、年金事務所、社会福祉協議会、社労士会などと連携し、ワンストップサービスで行うようになった。



▲石巻市牡鹿総合支所 (5月17日)



▲南三陸町志津川中学校 (4月6日)



その気になればどこでもできる

「他の地域では、ハローワークの出張相談を実施しているみたいだが、なぜ女川には来てくれないのか」との電話が女川地域FMの担当者からあった。実は、女川にも行きたいと何度か役場(役場は被災し、機能が分散しており連絡が非常に取りづらい状態だった)に連絡していたが、役場では「場所がない、できそうなところは皆避難所であり、少し待ってくれ」と言われていた。

上記の状況をFMの方に話すと、「場所なんかどうにでもなる。避難所の前のグラウンドにテントを立ててもできるじゃないか。もし設営に人が足りないなら自分たちでやる。ぜひ来てくれ。」と言われた。

瞬間、自分の「待ちの姿勢」を悔いた。動かなくて、何も始まらない。その日のうちに避難所隣にある役場分庁舎へ行き、切実な住民の声を話すと「なんとか場所を作ります。お願いします。」とあっさり実施が決まった。(職業安定課職員)

働き盛りは日中不在の避難所

4月上旬から6月にかけては、ハローワークの窓口が過去に例の無い混雑状況にあったが、一方、5月中旬以降になると出張相談のニーズが減少してきた地域もあった。避難所に行っても高齢の方や子供のみで、働き盛りの20代~50代はほとんど不在であった。

こうした年齢層は、日中は自宅のがれきり片づけなどをしており、また、津波に流れずに残った車に分乗してハローワークに求職活動(雇用保険手続き)に来ていたと考えられる。

気仙沼市に監督署臨時窓口を設置



市内全域で甚大な被害を被った気仙沼市は、所轄の監督署である石巻署までは、JRも道路も寸断された状態となった。平成23年7月に地元住民の方の利便性を図るため、気仙沼商工会内に、臨時窓口を設置し、現在も職員を常駐させている。利用者数は月平均210件となっている。

避難所から仮設住宅へ

就職支援ナビゲーターが採用されるにつれ(適任者の採用や研修に、労力も時間も要した)、7月以降から出張相談回数は大幅に多くなった。8月以降は、避難所から仮設住宅への移転者が多くなってきたことから、出張相談の対象も仮設住宅(その集会所等)になり、相談内容も種々の就職困難者に対する継続支援の色彩が強くなっていった。

全国からの応援職員に感謝します！

平成23年度中に延1,217人の応援をいただきました！

県外からの応援職員からのコメント

生きる希望

【23年7月 新潟局から遺族補償業務応援】

人はなんと強いことか。私が担当した遺族の請求人の一人に、家もなくし、両親と兄弟もなくなり天涯孤独となった人がいた。それでも本人は、現実を受け止め前を向いて生きていこうとしていた。

労災保険は、本当の意味でこういう人のためにあるのだ。遺族を亡くし、どん底の深い悲しみにある人のためのセーフティネットであり、生きる希望であるのだと強く心に刻んだ。

刻々変わるニーズ

【23年4月 埼玉局から巡回労働相談に応援】

大災害の際には、相談の内容のみならず、相談会の需要そのものが刻々と変わることを肌で感じ、いかに臨機応変な対応が必要かを、学ばされました。

なお、被災局では、私たち派遣職員の受け入れ作業自体も、多忙を極めるなか業務負担となっており、この負担軽減のため、一人当たりの派遣期間を長期化することなどが必要だと感じました。



安全パトロールに参加して

【23年7月 神奈川局から安全パトロール応援】

がれき処理における最初の問題は、崩れた家屋の解体方法。ガスボンベなど危険なものが散乱し、重機で作業するにも限界があった。

粉じん対策では、簡易マスクの重要性を認識した。作業員に対するマスクの配布は一定の効果があったと思われる。飛散物から目を守るゴーグルはほとんど使用されておらず、ゴーグルの配布も必要と感じた。作業計画の策定や管理体制の整備など、改善すべものがあった。

被災者の方から逆にお気遣い

【23年4月 山梨局から雇用保険業務に応援】

窓口で雇用保険受給申請の受付をしていると、津波で家族や親戚の方をなくされたり、余震のたびに3月11日のことを思い出して体が震えてしまう方もいたり、尋常ではない心中にも関わらず、我々応援職員のワッペンを見かけると、「こんな遠くまで手伝いに来てくれてありがとう」と笑顔で、ねぎらいの言葉までをかけてくださる方が何人もいらっしゃり、大変な時にこちらにまでお気づかいいただき、感謝いたしましたのと同時に、に東北の方々の人間性に大変驚きました。

遺族復興のために ―ハローワークの責任

【23年6月 香川局から雇用保険業務に応援】

「もう大変大変。不便不便。体育館にはずっといられないしね」とニコニコ話をしていた避難所から来た女性が、亡くなった夫の名前と体育館で待っている子供たちの名前を呼びながら突然泣き崩れた。

子供たちの将来の不安を夫に訴えかけながら号泣している姿を見て、改めて復興のための我々の役割は、給付事務はもちろん、一日も早く安定した職業に就けるように、安定した生活を送れるように支援することだと感じた。

震災後の応援体制の確立について

【23年山口局から遺族補償業務応援】

津波の恐怖の実感がない瀬戸内から新幹線を乗り継ぎ到着した宮城県。想像以上の震災の被害、一瞬で家族を失った遺族のあまりの多さに驚き、自身の災害対策の甘さを痛感しました。震災後の混乱期の中、労災保険の基本である迅速適正な補償を行うため、全国からの応援が毎週変わっても業務が円滑に進む組織体制は大変参考になり、日常の業務でも使えるところがないか今でも意識しております。

あの男性と松島の月は忘れじ

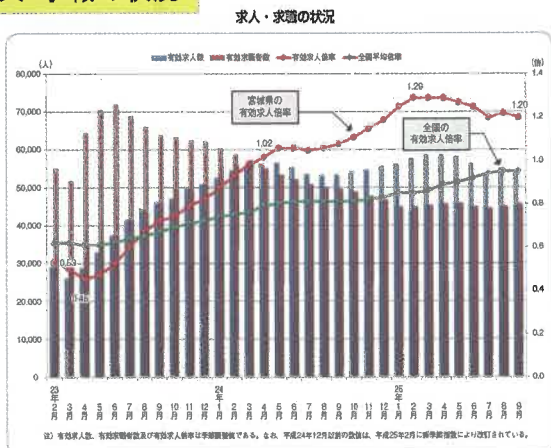
【23年4月 富山局から雇用保険給付応援】

新規受付した40代男性、今どうお過ごしでしょうか。求職申込書に記された扶養家族3名について尋ねた処、水死した長女、妻と次女は行方不明ですとの答え。返答に窮していると、扶養家族なしに書き直しましょうかと問う男性。このままでいいですよ、としか言えなかった自分。普段何気なく、していた受付業務。その夜、松島経由で塩釜の宿舎へ帰る車中から、松尾芭蕉が憧れた松島の月が見えました。満月なのに、うら悲しい月でした。



震災後の宮城県内の雇用失業情勢

求人・求職の状況



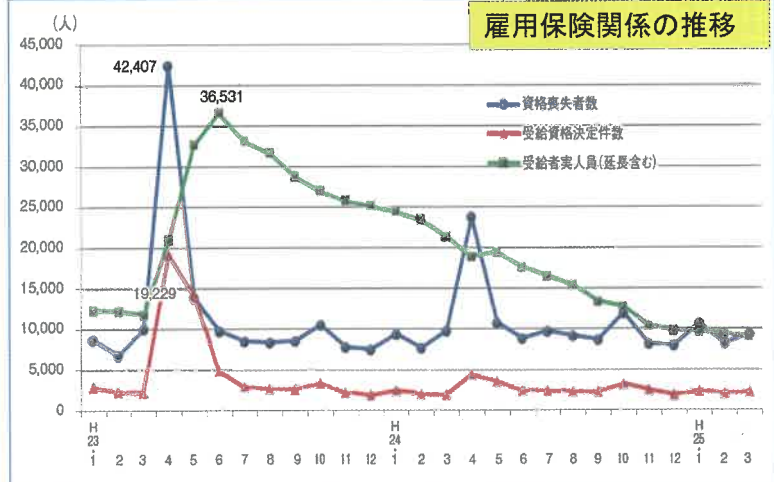
県内の雇用情勢は、平成22年以降リーマンショックから持ち直しの様相が見られ、求職者数も徐々に減少するなど、緩やかな改善の傾向が続いていた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、県内のあらゆる企業に甚大な被害をもたらした。施設設備や人的被害に加え、サプライチェーンの立て直しの遅れなどから、多くの企業が解雇、雇い止め、一時休业など雇用調整を余儀なくされ、多くの労働者の職が失われた。

震災直後は、庁舎の直接被害、停電によるシステムの麻痺などハローワークの通常業務が困難であったことに加え、公共交通機関の途絶やガソリン不足で求職者の移動手段が失われたこと、何よりも家族の生命を守ることが最優先されたこともあり、ハローワークの利用者数が激減した。

4月になると、震災の影響による離職に加え、定年、契約満了など、例年の繁忙時期と重なった。ハローワークの混雑は、想定をはるかに上回るものとなった。新規・有効求職者数は、原数値・季調値ともに、統計を開始した昭和38年1月以降で過去最多となった。

雇用保険関係の推移



震災翌月、大量の求職者がハローワークに押し寄せた。平成23年4月の新規求職者数は、2万9387人と前年同月比62.7%、1万1326人の増加となり、過去最多数となった。

4月をピークとし、その後一気に減少へと向かい、7月には前年を下回る状況となった。9月以降は前年を下回る傾向が続いた。



ハローワーク石巻の混雑状況



▲ 気仙沼プラザホテルロビーの臨時相談窓口

雇用の確保に向けた支援措置

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の計画数(対象者数)の推移

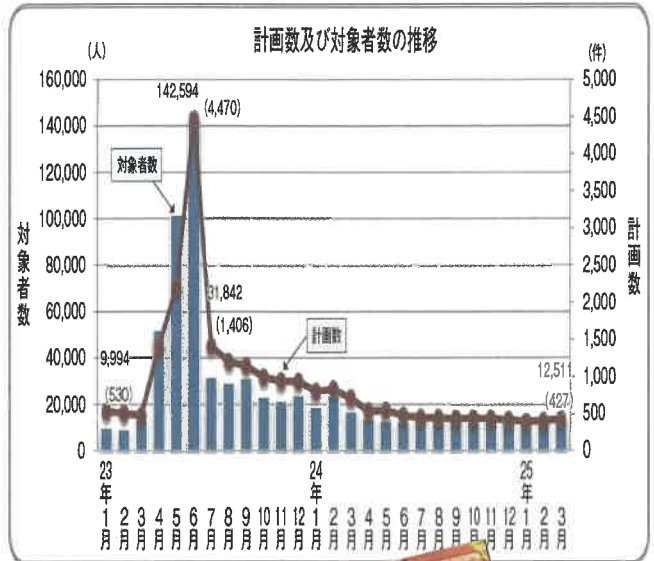
未曾有の震災後、多くの事業主から従業員の今後の処遇について切実な相談が寄せられた。こうした相談に対し、従業員を解雇せず休業として、休業手当を支給する事業主に対し、雇用調整助成金等を支給することによって雇用の安定を図ることとなった。

雇用調整助成金等の申請が激増することが予想されたため、非常勤職員を多数任用するとともに、助成金コーナーの窓口だけでは来局する事業主との相談、申請に対応できないことから平成23年6月13日に「緊急雇用調整助成金センター」を開設した。

同センターにおいては、他局からの多くの職員に応援いただき、雇用の維持に努めている事業主に早急に雇用調整助成金等が支給されるよう、できる限り手続きの簡素化を図り迅速かつ適切な支給に努めてきた。

厚生労働省としても、生産量要件、対象労働者要件等について緩和し、被災した事業主への支援に努めた。こうした要件緩和等により、雇用調整助成金等の計画案件数は、平成23年6月には4,470件(対象者数142,594人)と過去最高となり、その後の支給審査業務等は困難を極めた。

平成24年5月の計画案件数は541件(対象者数13,092人)となり、震災前とほぼ同水準まで減少してきたが、その後も膨大な支給審査業務、実地調査業務に追われた。



助成金への事業主の期待 【23年8月 山梨局から助成金センターへ応援職員手記】

雇調金審査のために、事業所へ電話連絡をしたところ「この先どうすれば良いか困っています。でも、従業員の生活もあるので何とかがんばります。安定所の皆さんも大変ですが頑張ってください。」電話した多くの事業所が同様の返事です。

事業への前向きな気持ちと私たち職員への気遣いに心を打たれ、適正支給と共に、早く支払いへ回すにはどうすれば良いかを意識しながら審査しました。半年後、審査を担当した事業所を訪れました。事業が続いているのを見て、格別の想いが込み上げました

黙々と・

【23年6月 香川局から雇用保険業務に応援】
先発した仲間が「毎日1,000人を超える受給者が、細い廊下に3列になって3時間も並んでいる。声を荒げる人もいない。東北人はすごい。」と言っていた。実際見るその光景は驚きをとおり越したものがあつた。

そしてそこにはもう一つの驚きがあつた。
自分自身も被災しているはずなのに、黙々と毎日遅くまで残業し、休暇もとらず頑張っている職員達があつた。涙が出た。同じ職安マンであることが誇りに思えた。



▲石巻所：雇用保険手続き受付が庁舎外まで続く



がれき処理の安全衛生対策



防じんマスク無償配布状況(平成24年6月26日時点)
電動ファン付呼吸用保護具 298個
取替式防じんマスク 19,469個
使い捨て防じんマスク 115,394個

震災では、津波により沿岸部を中心に多数の建築物等が倒壊する等により、県内では1951万トンという膨大な量のがれきが発生した。

この膨大ながれきの撤去作業には、多くは地元の建設業者が対応はじめていたが、中にはがれき撤去作業に不慣れた業者も多数含まれており、また、撤去作業に従事する労働者も、震災により職を失った方が臨時的に作業に従事する等、がれきの取扱や粉じん作業に不慣れた労働者ががれきの撤去作業に従事する事態が発生はじめていた。

がれきから飛散する粉じんや石綿に対するばく露防止対策のほか、車両系建設機械との接触防止等従来の安全対策に加えて、夏季を迎えるに当たり、熱中症対策も講ずる必要があつた。

宮城労働局では、防じんマスクを現場で無償配布するほか、当初からがれき・災害復旧工事に伴う労働災害・健康障害防止のため、監督指導や安全パトロールを行い、また、関係団体への要請・集団指導を繰り返した。



がれき安全パトロール

安全衛生のレベルが数十年前まで逆戻り

安全衛生では、管内事業場の被害・被災状況の把握から情報収集を震災直後に行っていたが、間もなく多くのボランティアが来て、他の作業と輻輳しながらヘドロやがれきの除去作業が始まると、重機との接触やマスク着用や詳細不明の有害作業まで、安全衛生に関わる多くの指摘が寄せられるようになり、速やかな対処を求められた。

被災現場では速い対応を求め地元の声に押されて、ヘルメット未着用を始め当然の装備すらないままの作業があちこちで行われるようになり、不良業者の流入と合わせて安全衛生のレベルが数十年前まで逆戻りしたような状態になった。

(石巻監督署 23年当時)

がれき処理作業安全パトロールの実施結果 《平成23年7月12日発表分》

- パトロール実施現場数 計 88現場
石巻市:38現場 東松島市:19現場
女川町:12現場 気仙沼市:10現場
南三陸町:9現場
- 確認された主な問題点
 - 被災者等を災害に巻き込むことを防止する措置(立入禁止措置・監視員の配置等)を講じていない...11現場
 - 粉じん障害防止のための適切な呼吸保護具を使用させていない...38現場
 - 車両系建設機械等との接触防止措置が適切に講じられていない...9現場
 - 保護帽・安全靴・作業手袋・ゴーグル等の保護具について適切なものを使用させていない...18現場



仮設焼却施設

懸念される晩発影響

無我夢中でがれきを撤去する人々、元の姿は想像もできず、がれき置場の確保、処理方法等も決まらないまま、ただ後片付けに追われている。

労働者なのかボランティアなのか地域住民なのか。明確な契約に基づく作業は少なく、指揮命令系統もあいまいで事業者の存在も不明。余震も続き、安全確保が困難である中、パトロールでの防じんマスクの配布は、安心を与えるきっかけになったか。今後、石綿や重金属等の晩発影響が懸念される。(神奈川局から安全パトロール応援)

がれき処理の安全衛生対策上の教訓

- 解体時での石綿対策の徹底を!
- 親綱の設置、安全帯の着用の徹底等正しい使用方法のレクチャーを!
- グラブプル・ニブラなどの鉄骨切断機等は、他の車両系建設機械にはない危険がある!
- 家屋解体工事での錯綜作業による重機災害リスクを要評価!
- 停電による暗がりはリスクが大きい!
- 建設現場等での常識や業界用語などが通じないことを前提に安全衛生教育の徹底を!
- がれき処理作業従事者に対し安全作業に係る理解促進を丁寧にを行うことが必要!
- がれき処理などの有害な作業環境だからこそ、徹底した熱中症対策が必要!
- 適切な保護具がない状態での作業は禁物! 万一の傷の適正な手当でもよく考えて!
- コンクリート造工作物解体等・型枠支保工組立等の作業主任者の配置徹底を!
- 作業時の面談(点呼)の徹底を!
- 健康管理の徹底を!

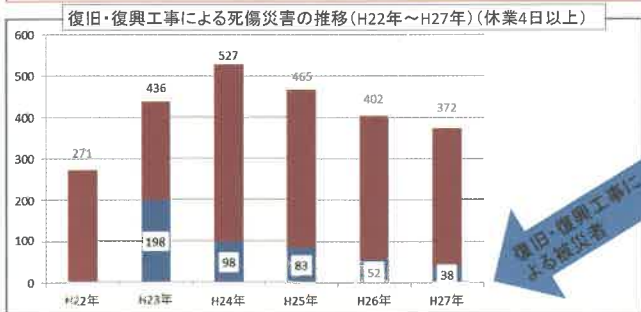
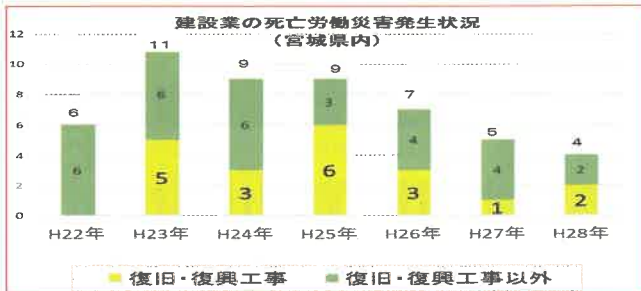
復旧・復興工事の安全対策

震災で壊滅的ダメージを受けた県内各地で、5年間の集中復興期間中、太平洋岸の津波被害地域を中心に、多くの公共工事が行われることとなった。

そのためこれに従事する労働者も増加し、経験も不十分で技術的に未熟な労働者の参入等もあいまって労働災害も増加した。

平成23年から24年にかけて急増した労働災害を減少させるため、労働局では関係する災害防止団体、発注者、関係行政機関から構成される「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進協議会」を設置し、「ゼロ災運動」を精力的に展開し、また、工事現場に対する一斉監督指導を実施してきました。一方、建設業労働災害防止協会宮城県支部においても東日本大震災に係る復旧・復興工事安全確保支援事業（厚生労働省委託事業）により、当局管内における復旧・復興工事現場の巡回指導等を行いました。これらの取組の成果もあって、平成25年、26年、27年と着実に労働災害を減少させることができた。

復興工事は継続されていることから当初の運動期間を3年間延長し、6年にわたる運動として災害防止運動に取り組むこととしている。



復興・希望への架け橋
みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動
（第3回運動期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日）

運動期間中に、平成24年12月から、県下の建設業再建は、再建協議、労働局・建設業が中心となり「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を推進し、建設業における労働災害の発生を抑制することを目的として実施しています。

建設業の労働災害は、第1次ゼロ災運動や第2次ゼロ災運動の取組を踏まえて減少しているものの、平成26年度も、津波・震災等の復旧、復興工事等による労働災害の発生、死者発生を中心とした発生状況等の運動の本格化等、復旧・復興作業中、労働災害の増加が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、第3次ゼロ災運動においても、引き続き、重点的な取組を実施していくこととします。

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動協議会



東日本大震災から得た教訓①

宮城局作成

1 通信手段の確保

- 衛星電話等複数の通信手段の確保（各機関との連絡及び職員の見守り確認のため）
- 携帯電話に所属職員等の固定電話、携帯電話番号に加えてメールアドレスを登録する（震災後はメールが比較的つながりやすい）
- メール・twitterの活用（ネット回線は被害を受けなかったことから、メールやライン、twitterを活用した連絡網や防災体制の構築を）

2 移動手段の確保

- 官用車の緊急車両の指定（迅速かつ機動的な業務運営のために）
- 官用車の活用（官用車・自家用車の垣根を取った柔軟な活用を）
- 官用車の局への配置（内陸署所の官用車数台を局に集めて沿岸署所との連絡用に活用を）
- ガソリンの確保（官用車を使用した広範囲にわたる業務運営のために）

3 生活必需品の確保

- 飲料水・食品の確保・備蓄（震災後は飲料水・食品の購入が困難であるため、業務遂行のために飲料水・食品・必要備品の1週間分の備蓄が必要）
- ※必要備品の例：…折りたたみ式のポリ容器、懐中電灯、電池、スコップ、工具セット、トイレ用ペーパー、ぬれティッシュ、使い捨て手袋、BOXティッシュ、マスク、サランラップ、皿、コップ、割り箸
- 生活雑排水の確保（断水期間のトイレ等に使用するために飲料水を上回る生活雑排水の確保が必要）
- 充電器の確保（携帯電話の充電等のため、車のシガーソケットから受電できる充電器具等の確保を）

津波被災地域で事業活動を行う企業に対して

（仙台署・23年当時の記録から）

1. 復旧・復興に当たって、津波避難場所の確保は最優先課題であるが、一般市民、事業関係者、復旧・復興工事関係者が共用できる避難場所の確保の検討が必要である。
2. 巨大津波は、しばらく襲来しないとの思いが事業者や労働者に宿り、危機管理体制が十分に確立されず、避難訓練も真剣さに欠ける状況が見られた。また、道路の渋滞により避難が遅れ、多くの方が津波の犠牲者になったにもかかわらず、車以外の避難手段を検討していないなどの問題もあった。
3. 津波の被害を目の当たりにしている労働者の中には、携帯電話のエリアメールの受信音を聞いただけで取り乱す者もあり、メンタルヘルスの取組と、避難時の保護、誘導が課題となった。

4 緊急時に備えた日頃からの対応

- 緊急時に使用するマニュアルを整備・定期的なシミュレーション（具体的な場面を盛り込んだ上で即断で進行するシミュレーション型訓練の実施を）
- 国の機関や地方公共団体等と緊密な連携（関係機関等との緊密な連携の積み重ねが信頼関係を構築し、災害時の業務が円滑に進む）
- 脱出通路の確保（震災時はドア等が開閉不能になることを念頭に予め脱出通路の確保を）
- 来庁者の安全確保（震災時の行動計画や訓練において、来庁者を安全な場所まで庁内放送やチラシを配布する等して避難誘導を）
- 避難しないという選択（比較的安全と認められる場合には、来庁者を庁内にとどめ、周辺住民等の避難者を受け入れることを加味した震災時行動計画の策定を）
- 非常電源の確保（電力復旧まで1週間以上の期間を要することもある）
- 避難要望があった場合の受入態勢の構築（指定避難所でなくとも、避難の要望があった場合の受け入れ態勢の構築を）
- 出張時の対応（出張時の連絡体制・避難行動の確立を）



余震に注意！平成23年4月7日23時32分、宮城県沖を震源とするM7.2の余震が発生し、仙台市宮城野区等で最大震度6強を観測した。やっとな片付けた局庁舎内でも御覧のありさまとなった。幸い深夜時間帯で人的被害はなかった。



▲23.3.11仙台市太白区 商品が満ちたコンビニ



▲ガソリンを求める車600以上列

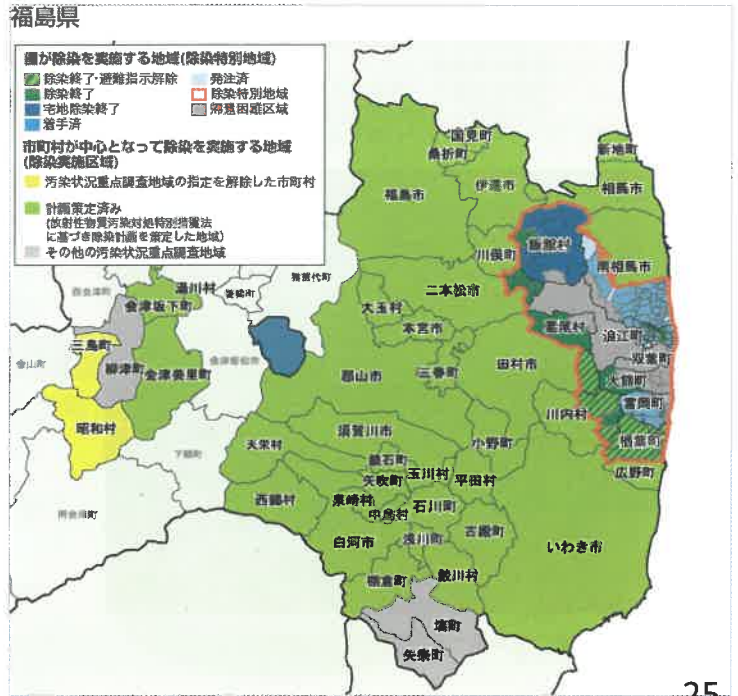
福島労働局 全国からのご支援に 感謝します！

福島労働局管内監督署・ハローワーク

福島労働局長 あいさつ

震災から5年7か月が経過しましたが、福島県におきましては、第一原発の廃炉までには相当の年月を要するほか、未だに居住不可能な地域があるなど、まだまだ解決されるべき大きな課題が残されています。一方、除染については終了した地域も多くなり、企業や住民の帰還に向けた動きも見られているところです。廃炉作業、除染作業及び復興事業については全国から多くのご支援・ご協力をいただき着実に進んでおります。皆様方の御支援に改めて感謝申し上げます次第です。これからも御支援・御協力のほどよろしく申し上げます。

福島県内の除染の進捗状況(環境省HPより)



東日本大震災の災害状況

平成23年3月11日東日本を襲った大震災では、福島県の浜通り地方を中心に甚大な被害を及ぼし、内陸部の家屋倒壊も多数発生しました。

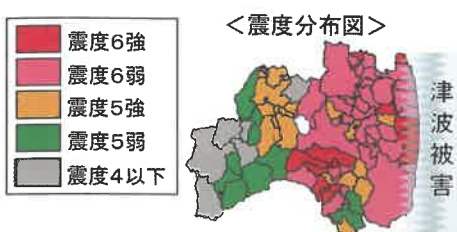
《被害状況》(平成28年7月25日現在)

- ◆死亡者: 3,893人
(うち、震災関連死 : 2,065人※1)
- ◆行方不明 : 3人※2
※1 震災関連死とは、地震など直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること。
※2 実際の行方不明者227人のうち、224人は死亡届を提出済(死亡者に計上)

《家屋被害の状況》

- ◆全壊: 15,178棟
- ◆半壊: 79,330棟

「福島県発表資料」より



福島県内の東日本大震災による労災保険給付は、業務上・通勤災害を含め291件(平成28年2月29日現在)で、うち遺族(補償)給付は187件となりました。震災による業務上での死亡者は72人で、内訳は津波70人、建屋天井の倒壊1人、その他1人となっています。

東日本大震災に伴う労災保険給付の請求・決定状況

福島労働局(平成28年2月29日現在)

	合計 (決定率)	沿岸3署				内陸署
		小計	いわき署	相馬署	富岡署	その他の署
請求件数	291件	224件	61件	129件	34件	67件
うち遺族(補償)給付	187件	181件	33件	119件	29件	6件
決定件数 (100.0%)	291件	224件	61件	129件	34件	67件
うち遺族(補償)給付 (100.0%)	187件	181件	33件	119件	29件	6件

注) 決定率: 決定件数を請求件数で除した率



地震直後の労働局事務所内

東日本大震と原発事故への対応

原発事故の経緯

- 11日 14時46分地震発生、原子力緊急事態宣言
▼第一原発半径3Km以内「避難指示」、10Km以内「屋内退避指示」
- 12日 1号機メルトダウン、水蒸気爆発
▼半径20Km以内「避難指示」
- 13日 3号機水素爆発
- 15日 2号機圧力低下、4号機水素爆発
▼半径20Km～30Km以内「屋内退避指示」
- 15日早朝 オフサイトセンターが福島県庁へ移転



水蒸気爆発後の福島第一原発:東京電力公表写真

福島労働局の対応

- 11日 福島労働局災害対策本部を設置
- 11日深夜 オフサイトセンター(第1原発から約5kmに所在)に富岡労基署職員2名を派遣
 <緊急作業に関する被ばく限度を100mSvから250mSvに引き上げる省令改正>
- 15日早朝 オフサイトセンターが撤収し、福島県庁へ移転
- 16日 東京電力(以下、東電という。)に対し安衛法66条4項に基づき100mSv超えの緊急作業者に対する臨時の健康診断を指示
- 17日 県庁内オフサイトセンターへ職員2名を派遣
- 30日 東電に対し被ばく線量測定を指示
 ※30日 東電に対し個人線量計の確保を要請 → 順次他の原発等から調達し確保
- 4月25日 東電に対し緊急作業従事期間が1ヶ月を超える者に対する臨時の健康診断を指示
- 30日 東電に対し内部被ばく線量が高いと考えられる者を優先して被ばく線量を測定するよう指示
- 5月2日 Jヴィレッジ(双葉郡楢葉町)への立入調査を実施
- 5月27日～12月 第一原発の作業について立入調査を実施(5回)
 第一原発内設置のクレーン検査を実施(2回)
- 12月16日 <緊急作業に関する被ばく限度を引き上げる省令が廃止>

現在は、福島労働局・富岡労働基準監督署で月2回の立入調査を実施

原発事故により労基署・ハローワークが避難

富岡労働基準監督署(第一原発から直線 9.4Km)

- 3月 11日 14時46分地震発生
- 12日 第一原発1号機の水蒸気爆発による避難指示区域内のため、庁舎に近づくことができなくなる
- 14日 職員は最寄のいわき労基署等に出動以降他署で勤務
- 4月 1日 富岡労基署をいわき労基署に併設
- 19日 富岡労基署仮事務所をいわき地方合同庁舎5階に移転
- 9月 1日 富岡労基署仮事務所をいわき駅前商業ビル8階に移転
- 平成26年 3月 24日 富岡労基署広野臨時事務所を開設
- 平成28年 4月 4日 双葉郡広野町「広野みらいオフィス」に富岡労基署仮事務所を移転



富岡労基署の現状

周囲の除染は終了
富岡町は平成29年4月の帰還に向け準備中

ハローワーク富岡(第一原発から直線 9.8Km)

- 3月11日 14時46分地震発生
- 12日 第一原発1号機の水蒸気爆発による避難指示区域内のため、庁舎に近づくことができなくなる
- 14日 職員は最寄のハローワーク平、ハローワーク相馬等に出動以降他のハローワークで勤務
- 4月 1日 ハローワーク富岡をハローワーク平に併設
ハローワーク相双をハローワーク相馬に併設
- 平成24年 5月 7日 ハローワーク富岡仮事務所をいわき地方合同庁舎5階に移転
- 平成28年 4月 4日 双葉郡広野町「広野みらいオフィス」にハローワーク富岡広野サテライトを設置



ハローワーク富岡の現状

現在、環境省の除染作業者に対するホールボディカウンター検査を駐車場に止めた車両で実施中

東日本大震災の発生に伴う福島労働局における緊急対応



福島労働局が平成23年6月に県内2か所で開催した就職合同説明会には東日本大震災の影響を受けた方が多く参加しました。

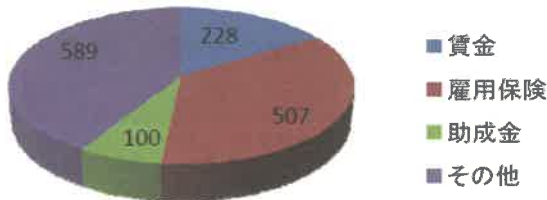
被災者の新たな就職に向け実施した支援

- 被災者優先雇用及び復旧事業求人へのハローワークへの提出動奨を行い被災者と仕事とのマッチング制の構築を図りました。
- 就職支援ナビゲーターの避難先への出張相談を実施し、求人開拓推進員を活用しニーズに応じた求人開拓を実施しました。また、避難先への求人情報の提供や合同面接会を開催しました。
- 広域に就職活動を行う方への広域求職活動費や移転費の周知・支給を行いました。
- 被災者等をハローワークの紹介により継続して1年以上雇い入れる事業に対して災害の復旧・復興に必要な建設関連分野等の職業訓練を拡充しました。
- 「学生等震災特別相談窓口」で採用内定取消しを受けた学生や就職未内定者への就職支援を実施した。また、「3年以内既卒者採用拡大奨励金」や「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の周知・支給を行い被災地における新規学卒者等への支援を実施しました。
- 障害者に対して関係機関と連携し求人開拓・個別雇用支援を実施しました。

福島労働局、労基署及びハローワークによる避難所等への出張相談

相談件数1,424件(平成23年7月末時点)の内訳

出張相談に寄せられた相談の内容



出張相談に来訪された方



避難所等での相談状況

避難所等に対する出張相談

- ◆ 労働分野(雇用、賃金、労災保険など)に限らず、被災された方々の現状や ニーズに幅広く応えるため、**地震発生6日目の3月16日より出張相談を開始しました。**ガソリン不足が解消された4月からは、県内各地の一次避難先(避難所)に向向いた**相談件数は698件**となりました。
- ◆ 相談開始の当初は「ガソリンはどこで給油できるのか」、「これから先、どうしたらいいの」と言った労働分野以外の不安を訴えるケースが目立ちましたが、その後、**時間の経過とともに賃金・休業手当、雇用保険給付、雇用調整助成金など労働分野の相談が数多く寄せられました。**



一時避難所 猪苗代町内



一時避難所 福島市内

避難所以外でのワンストップサービス及び出張相談

- ◆ いわき市が開設する被災者向け「総合窓口」でのワンストップサービスを実施。平成23年3月31日、いわき市が開設する「総合窓口」に労働局窓口を設け、労働分野に係る相談を平日、土・日・祝日実施しました。実施回数は103回で相談件数は446件でした。
- ◆ 福島行政評価事務所が開設する「特別総合行政相談所」におけるワンストップ相談を実施。福島行政評価事務所が県内各地で実施するワンストップ相談会において労働相談を実施しました。実施回数は8回、相談件数は66件でした。



ハローワーク

※相談件数は、第15回福島地方労働審議会報告のために平成23年6月11日までを取りまとめた分です。

労働災害防止への取組み



◆津波被害がれき処理工事現場指導



◆第一原発廃炉作業への監督指導



◆第一原発内クレーン検査

福島労働局で県内の除染作業安全担当者指導会を実施



福島県内5会場で述べ9回実施
(平成23年12月～平成24年2月)

受講者数 1,613人

第一原発廃炉作業・県内の除染作業に対する指導状況 (平成27年度末まで)

- 第一原発廃炉作業に対する監督指導状況
監督実施事業者数 816事業者
- 県内の除染作業に対する監督指導状況
監督実施事業者数 3,498事業者

第一原発廃炉作業員数・県内の除染作業員数

- 作業員数(ピーク時の1日平均)
・第一原発廃炉作業員 : 約7,500人(平成27年3月)
・福島県内の除染作業員 : 約40,000人(平成26年)

東日本大震災に係るハローワーク等での重点施策

「震災対応事業」として拡充された重点分野雇用創造事業

重点分野雇用創造事業は雇用失業情勢が厳しい中で、成長分野として期待されている分野(介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究)における新たな雇用機会を創出するとともに、福島県に造成した基金を活用し、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用につなげるための事業を行いました。

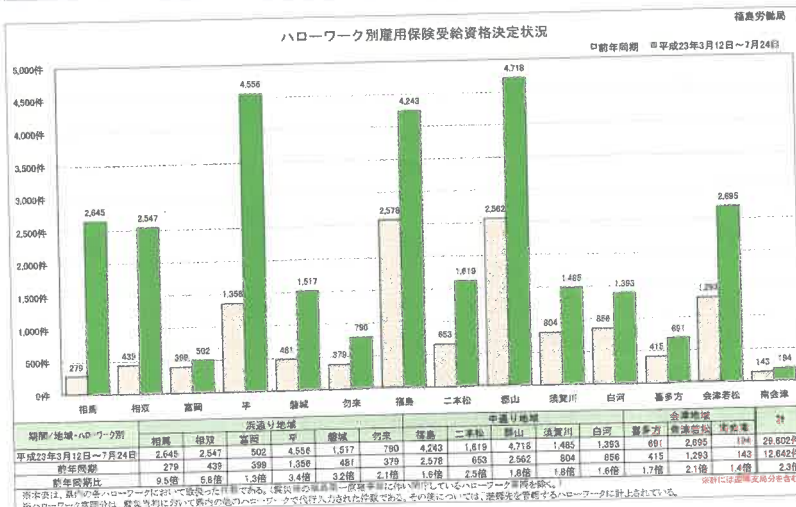
また、東日本大震災により「震災対応事業」を拡充し、被災した失業者に対する雇用・就業機会を創出・提供又は雇用機会を提供した上で地域ニーズに応じた人材育成事業を実施しました。

雇用保険失業給付の特例措置

- 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止をしたために休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付を支給しました。
- 事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を支給しました。
- 遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きを行いました。
- 所定給付日数を「60日」又は「120日」分延長しました。

復旧事業等により実施した雇用創出

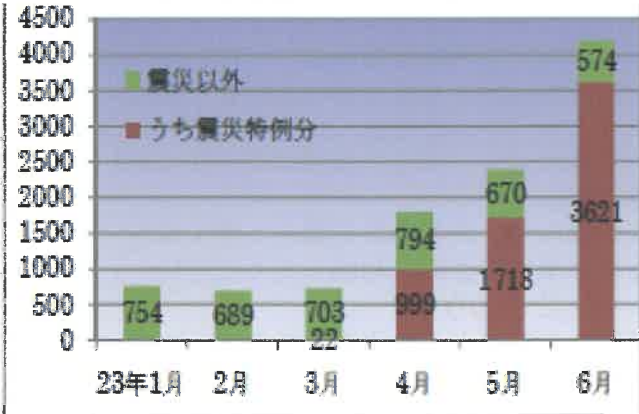
- 雇用機会の創出を推進するため、「震災対応事業」として拡充された重点分野雇用創造事業により、福島県や市町村が実施する被災者対策の求人をハローワークへ提出するよう働きかけを行いました。
- 地元雇用を優先し、求人開拓推進員を活用し復旧事業求人等を確保しました。
- 被災者の雇用を維持するため、雇用調整助成金等の周知・広報・支給に努めました。
- 災害より休業を余儀なくされた方や、一時的に離職を余儀なくされた方の生活の安定を図るため、雇用保険特例措置や個別延長給付による失業給付を行いました。



雇用調整助成金等の特例措置

- 災害救助法適用地域に所在する雇用保険適用事業所等については、最近3カ月ではなく、1カ月の生産量、売上高等が直前の1カ月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば雇用調整助成金の支給対象となりました。
- 警戒区域、計画的避難区域に所在する会社が、区域外での事業継続を目指した準備活動を行っている場合は雇用調整助成金の支給対象となりました。
- 平成23年5月2日から24年5月1日までに支給対象期間の初日がある場合は、最大300日間の受給を可能としました。

雇用調整助成金等の計画届受理状況



情報の発信

避難所入所者向けチラシの配布

県内情報の発信

福島県内外に避難されておられる方や、福島で働きたいと思っておられる方に対して、福島県内の雇用情勢、避難者向けの就労支援事業のお知らせ、福島県内の求人情報などを、年4回定期的に発信するための広報誌を発行しています。

平成28年6月20日最新号

東日本大震災から得た教訓②

宮城局作成



8 業務体制の確保

- 応援要員確保のために** ～災害時における離職者予測を立てて、見直しや全体像のシミュレーションの実施を～
- 過去の事例を参考** ～阪神・淡路大震災時の対応事例が非常に参考となった～
- 優先順位をつけて** ～震災当時講じられた対応の中で緊急度が高いもの、タイミングが合っていないもの、現地の実情とかい離れたものが混在していた～
- 部署内での調整** ～遺族調査等の掘り起こし等を実施する場合、各課室が調査等の重複をしないよう事前の調整や工夫が必要～
- 他部署における業務代行処理** ～署所における端末システムが使用不能の場合の効率的な端末システムへの代行入力～
- 非常勤職員の緊急採用** ～採用のための事務・面接・研修等の労力をかけている余力がないこと、採用に当たっての選考や研修が十分でない後になって大きな問題や負担の原因となることから、弾力的な採用を可能としておき、適切な人がいたら迅速に採用できる状態にしておくことが必要～
- 非常時のメニュー設定** ～雇用保険の特例措置等非常時における種々のメニューを設定、準備しておくことが必要～

5 帰宅する来庁者、職員への配慮

- 来庁者や帰宅する職員等への情報提供**
～テレビやラジオで津波や火災等の発生見込み等について情報の収集・提供が必要～

6 安全衛生対策

- 防護マスク、不浸透性手袋、保護メガネ、安全靴等の確保**
～がれき等の処理時に十分な数の安全衛生具の確保が必要～

7 地震への揺れに対する備え

- 書棚・ガラス入り家具には要注意** ～書棚は飯打ちでは不十分であり、職員の背後に書棚等を置くことは危険、ガラス入り家具も同じ危険～
- ロッカー、書棚以外にも、数百キロある金庫やスリムラインがレールから外れて転倒した。事務所スペースは、一般に狭隘になっており、避難面でも問題が生じる状況であるが、震災対策を視野にレイアウトの見直しも必要と思われる。**

- 非常時のマニュアル** ～非常時の職員マニュアルや周知用チラシのひな形を作成しておくことが必要～

- 非常時における裁量権** ～非常時における裁量権の拡大を現場管理者に設定しておくことに加え、本省各担当課室から来る指示に対して交通整理や優先順位付けを行う権限を労働局に積極的に認めることが必要～

- オールラウンド化研修の実施** ～職員・非常勤職員を問わず、非常時に事務分掌や担当業務をせざるを得なくなることに備えてのオールラウンド化研修を実施することが必要～

- 所属を超えた知識の共有** ～監督署と安定所との間で、特に事業主の担当者が相互の制度に関する一定の知識を持っておくことが、円滑な相談や円滑な他機関への利用動奨につながる～

- 大規模署所での対応** ～大きな組織ほど、非常時に備えて平素から部門間交流研修的な取組を行い、知識の共有化や一体感の醸成に努めるとともに、非常時の柔軟な対応についての行動計画を明確にしておくことが必要～

日頃の訓練と現場の迅速な判断を

津波による労働者の被災場所は、主に事業場、出張先、避難経路(帰宅経路を含む。)が多い。震災当日に沿岸地区で工事を行っていた建設業者は「津波に対する避難経路の確保や日頃から避難訓練を行ってきたので、誰一人欠けることなく作業員全員が無事に避難できました。」という。

一方、本社からの指示がなければ動けなかったため避難指示が遅れた。遠隔地の本社が、適切な判断を迅速に行うことはできない。現場の判断が重要であり、現場に権限を与えるべき。避難指示を本社に仰いだ事業場は多くの犠牲者を出しているケースもある。(仙台署)



ライフラインが止まるということ

停電でシステムが動かず、求人閲覧は自所と仙台所の紙媒体を見てもらうのが精一杯。電話が不通で紹介連絡はできず。来客用トイレに水が無くなれば、用水路に汲みに行ったり、雪解け水を貯めたりして補給。ガス欠の官用車に給油するため、契約GSが営業するという情報が入ったら行列に並び、そして空振り。復旧に1週間以上かかったため、システムのポータルを開いた時は、まるで玉手箱を開けたような感覚でした。ライフラインの脆弱さを痛感したとともに、備えと蓄えの重要性を認識させられました。(大河原所)

被災地での健康を守るため

厚生労働省 平成23年7月25日版 より

1 感染症の流行を防ぐ

避難所での集団生活では、感染性胃腸炎等の消化器系感染症などが流行しやすくなります。

避難所の生活者や支援者は、こまめに手洗いを励行するよう心がけてください。可能であれば、擦り込み式エタノール剤やウェットティッシュを世帯単位で配布するのが望ましいです。

発熱・せきなどの症状がある方は、避難所内に風邪などの病気を流行させないために、軽い症状であっても、マスクを着用しましょう。長引くときには結核などのおそれもあります。

下痢や嘔吐などの症状がある方は、脱水にならないよう水分補給を心がけましょう。また、周囲に感染を広げないように、手洗いを励行してください。

2 粉じんから身を守る

家屋などが倒壊すると、コンクリートや断熱と耐火被覆に用いられた壁材などが大気中へ舞ったり、土砂などが乾燥して細かい粒になったりします。これら「粉じん」を長期間吸い込んだ場合、肺にそれらが蓄積することで、「じん肺」という病気にかかる可能性があります。

個人で作業する場合には、以下の方法をできるだけ取り入れてください。

- ① 粉じんの発生をおさえましょう～水をまいたり、粉状のものはあらかじめ水で濡らしましょう。
- ② 粉じんを除去しましょう～廃棄装置、除じん装置があれば、使用しましょう。
- ③ 室内で作業をする場合には換気をしましょう。
- ④ 粉じんの吸入を防ぎましょう～使い捨て式防じんマスクなどを着用し、粉じんが付着しにくい服装を選びましょう。
- ⑤ 作業後、咳、痰、息切れが続く場合は、医師、保健師に相談しましょう。

3 一酸化炭素中毒の予防

一酸化炭素中毒の恐れがあるので、屋内や車庫などの換気の良くない場所や、窓など空気取り入れ口の近くで、燃料を燃やす装置（発電機、木炭使用のキャンプストーブなど）を使用しないようにしましょう。

一酸化炭素は無臭無色であり、低い濃度で死亡する危険があります。燃料を燃やす装置を使用する場合には、換気に心がけましょう。

4 エコノミークラス症候群の予防

食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っているなどして足を動かさないと、血行不良が起こり、血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が足から肺などにとび、血管を詰まらせ肺塞栓などを誘発する恐れがあります。この症状をエコノミークラス症候群と呼んでいます。

こうした危険を予防するために、狭い車内などで寝起きを余儀なくされている方は、定期的に体を動かし、十分に水分をとるように心がけましょう。アルコール、コーヒーなどは利尿作用があり、飲んだ以上に水分となって体外に出てしまうので避けましょう。

できるだけゆったりとした服を着ましょう。また、禁煙はエコノミークラス症候群の予防においても大変重要です。

胸の痛みや、片側の足の痛み・赤くなる・むくみがある方は早めに医師に相談してください。

5 こころのケア

今回の地震のように大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても誰でも、不安や心配などの反応が表れます。まずは休息や睡眠をできるだけとるようにしましょう。

これらの不安、心配の多くは時間の経過とともに回復することが知られています。

不安や心配を和らげる呼吸法として、「6秒で大きく吐き、6秒で軽く吸う、朝、夕5分ずつ」行う方法もあります。実践してみましょう。

しかし、

- ① 心配で、イライラする、怒りっぽくなる
 - ② 眠れない
 - ③ 動悸（どうき）、息切れで、苦しいと感じる
- などのときは無理をせずに、まずは身近な人や、専門の相談員に相談してみましょう。

また普段からお互いに声を掛け合うなど、コミュニケーションを取るなどしてこころのケアをすることが大切です。

岩手労働局	労働基準部	健康安全課	019-604-3007
宮城労働局	労働基準部	健康安全課	022-299-8839
福島労働局	労働基準部	健康安全課	024-536-4603